

○「住所証明情報」とは、どのようなものですか？

(情報番号 1 3 1 6 全 1 頁)

土地や建物の売買による所有権の移転の登記をする場合は、売主から買主へ所有権が移転した旨が登記されることとなりますが、登記記録に新たに買主の住所及び氏名又は名称を記録するために、買主の住所を証する情報を提供することとされています。また、相続の登記の申請をする場合は、申請書に不動産を取得することとなる相続人の住所を証する情報を提供することとされています。

これは、新たに所有権の登記名義人となる者が、現に存在する者であることを証明するとともに、登記記録上の住所が実際の住所と異なるようにするためです。

具体的には、自然人の場合は、住民票の抄本又は戸籍の附票の写しになります(なお、印鑑登録証明書の住所の記載を、住所を証する情報とすることもできます)。また、法人の場合は、登記事項証明書を提供することになります。

これらを住所証明情報といいます。